

宗像市文化芸術活動事業補助金見直し(案)比較表(令和4年度第3回宗像市市民文化・芸術活動審議会資料)

検討項目	令和4年度(現行)		令和5年度		備考
	※①=文化芸術、②=地域伝統文化		【案1】 ※金額[大]・件数[少]	【案2】 ※金額[小]・件数[多]	
1 改正案の特徴	-		前提として「新たな創造性のある文化芸術事業」と「地域伝統文化の保存・活用・継承」の補助金の分離を行う。金額的な規模感は改正前に近い形だが、より様々な、より多くの団体に補助金申請の機会がもたらされる。	前提として「新たな創造性のある文化芸術事業」と「地域伝統文化の保存・活用・継承」の補助金の分離を行う。金額規模は小さいが、個人も含めて文化芸術に携わる多くの人、団体に補助金申請の機会がもたらされる。	
2 補助対象事業の所管部署	① 文化スポーツ課(教育子ども部) ② 世界遺産課(市民協働環境部)		文化スポーツ課(教育子ども部)	文化スポーツ課(教育子ども部)	
3 補助対象事業の審議団体	① 宗像市市民文化・芸術活動審議会 ② 宗像市文化財保護審議会		宗像市市民文化・芸術活動審議会	宗像市市民文化・芸術活動審議会	
4 補助金の趣旨	事業の実施場所が市内となる「新たな創造性のある文化芸術事業」や「地域伝統文化の保存・活用・継承」につながる活動を支援		事業の実施場所が市内となる「新たな創造性のある文化芸術事業」	事業の実施場所が市内となる「文化芸術活動や事業」	
5 対象事業	① 文化芸術の鑑賞機会等の創出、文化芸術活動の支援及び文化芸術活動を通じてまちづくりに寄与すると認められるもの ※「新たな創造性(=新しい取り組み)」の条件あり ② 後継者の育成につながる地域伝統文化を保存・活用・継承し、まちづくりに寄与すると認められるもの		文化芸術の鑑賞機会等の創出、文化芸術活動の支援及び文化芸術活動を通じてまちづくりに寄与すると認められるもの ※「新たな創造性」の条件あり	文化芸術の鑑賞機会等の創出、文化芸術活動の支援及び文化芸術活動を通じてまちづくりに寄与すると認められるもの	
6 補助率限度額	① 補助対象経費のうち、他の補助金を控除した金額の3分の2以内の額。限度額は70万円 ② 補助対象経費のうち、他の補助金を控除した合計の4分の3以内の額。限度額は50万円		補助対象経費のうち、他の補助金を控除した金額の3分の2以内の額。限度額は50万円	補助対象経費のうち、他の補助金を控除した金額の3分の2以内の額。限度額は10万円	
7 申請単位及び最長継続年	① 毎年の単年申請で最長3年(毎年「新しい創造性」の要素が必要) ② 毎年の単年申請で最長3年		毎年の単年申請で最長3年(毎年「新しい創造性」の要素が必要)	毎年の単年申請で最長5年	
8 補助金予算	① ①②を合計して200万円 ※①②各100万円想定 ②		※現在、財政課と予算協議中	※現在、財政課と予算協議中	
9 想定する補助金交付対象数	① ①②を併せて3~4団体 ②		想定で2~3団体程度	想定で10件程度	
10 補助対象	① 市内団体	市内に活動拠点を持つ市民活動団体、ボランティア活動団体など、市内に居住、通勤、通学する3人以上で構成される公益的な活動を行う団体 ※市から補助金・交付金の助成を受け、活動を行う団体は除く ※宗像市市民活動団体(コミュニティ協働推進課)への登録が必要	市内で活動する団体で、市内に居住、通勤、通学する3人以上で構成される団体 ※市から補助金・交付金の助成を受け、活動を行う団体は除く	市内で活動する団体で、市内に居住、通勤、通学する3人以上で構成される団体 ※市から補助金・交付金の助成を受け、活動を行う団体は除く	
	② 市外団体	市外に活動拠点を持つ3人以上で構成される公益的な活動を行う団体で、文化芸術活動を市内で行う団体	市内で活動する3人以上で構成される団体で、文化芸術活動を市内で行う団体	市内で活動する3人以上で構成される団体で、文化芸術活動を市内で行う団体	
	① 市内個人	対象外	対象外	市内で活動する個人で、市内に居住、通勤、通学する個人 ※市から補助金・交付金の助成を受け、活動を行う個人は除く	
	② 市外個人	対象外			

検討項目	令和4年度(現行)		令和5年度		備考
	※①=文化芸術、②=地域伝統文化		【案1】 ※金額[大]・件数[少]	【案2】 ※金額[小]・件数[多]	
10 補助対象	① 市外	対象外	対象外	対象外	
	② 個人	対象外	-	-	
11 選考方法	①	宗像市市民文化・芸術活動審議会が審議を行う	宗像市市民文化・芸術活動審議会が審議を行う	宗像市市民文化・芸術活動審議会が審議を行う	
	②	宗像市文化財保護審議会が事前審議を行った後、宗像市市民文化・芸術活動審議会が審議(承認)を行う	-	-	
12 審議方法	①	申請団体による審議会でのプレゼンテーション	申請団体による審議会でのプレゼンテーション	提案資料による審議会での書類審査(質疑も書面)	
	②		-	-	
13 申請者の調査	①	申請者の活動実態の把握や、反社会的団体等に関する警察への照会等はコミュニティ協働推進課が調査。宗教的活動、政治的活動、	全ての調査を文化スポーツ課が行う	全ての調査を文化スポーツ課が行う	
	②	営利を目的とする団体であるかの調査は文化スポーツ課が調査	-	-	
14 実績審査	①	実績報告書による活動実績及び決算等の審査を文化スポーツ課が行う	実績報告書による活動実績及び決算等の審査を文化スポーツ課が行う	実績報告書による活動実績及び決算等の審査を文化スポーツ課が行う	
	②	実績報告書による活動実績及び決算等の審査を世界遺産課が行う	-	-	

■〔要検討〕宗像市文化芸術活動事業補助金見直しにおける選択肢

1) 改正を行わず現行のまま運用する

- メリット : 改正タイミングを次期「文化芸術のまちづくり10年ビジョン[令和7年4月運用開始]」に合わせることで、政策との整合性が取りやすくなる
- デメリット : 現状の様々な課題(市民活動団体への登録が必須である、複数の部や審議会を跨いで運用している変則的な部分など)がしばらく解消されない

2) 改正内容を現行から「新たな創造性のある文化芸術事業」と「地域伝統文化の保存・活用・継承」の分離のみを行う

- メリット : 審議手続きの複雑さが解消され、複数の部や審議会を跨いで運用している課題が解消する。次期改正タイミングは「1) メリット」の内容も考慮に
- デメリット : 一部の課題(市民活動団体への登録が必須である、2名以下による芸術活動を支援できないなど)が解決できない

3) 【案1】の方向性で改正する

- メリット : 申請手続き、審議手続きの複雑さが解消され、より申請が行いやすい補助金となる
  - ※1 「新しい創造性」を要件から外すと、さらに申請が行いやすい補助金となる(「新しい創造性」については審査の時のプラス要素として取り扱う)
- デメリット : 一部の課題(2名以下による芸術活動を支援できないなど)が解決できない
  - ※2 デメリットを解決するために、「【案1】の内容で、『個人』も対象にする」方法が考えられる

4) 【案2】の方向性で改正する

- メリット : 申請手続き、審議手続きの複雑さが解消され、個人単位での申請が可能になることにより、さらに申請が行いやすい補助金となる
- デメリット : 補助金の規模が小さくなり、大規模な事業の誘起することができない。また、申請件数の増加や書類審査などの導入により、審議会や文化スポーツ課の事務量が増加する

5) 【案1】と【案2】の併用案を方向性として改正する

- メリット : 両案の特徴を活かした運用ができれば、様々な活動の誘起や支援を実現することができる
- デメリット : 申請者が多いときに予算内での補助額の配分等を考慮する必要がある、審査の方法が複雑になるなど、審議会での運用に課題がある